



山形県公報

令和7年1月17日(金)

号 外 (3)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）の期日…………… 1
- 山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……………同
- 山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 2
- 山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同

選 挙 長 告 示

- 山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所……………同

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）を次により行う。

令和7年1月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 選挙の期日 令和7年1月26日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

山形県選挙管理委員会告示第11号

令和7年1月26日執行の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

令和7年1月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 選 挙 長 山形県東田川郡三川町
早坂誠司
- 選挙長の職務を代理すべき者 山形県鶴岡市
相馬勝浩

山形県選挙管理委員会告示第12号

令和7年1月26日執行の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年1月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

5,446,500円

山形県選挙管理委員会告示第13号

令和7年1月26日執行の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和7年1月17日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

- 1 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 庄内総合支庁 32号会議室
- 2 日 時 令和7年1月17日 午後5時10分

選挙長告示

山形県議会議員酒田市・飽海郡選挙区補欠選挙告示第1号

令和7年1月26日執行の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

令和7年1月17日

山形県議会議員補欠選挙酒田市・飽海郡選挙区
選挙長 早坂誠司

| | 令和7年1月17日 | 令和7年1月18日以降 |
|-------|--------------------|--------------------|
| 場 所 | 庄内総合支庁 講堂 | 庄内総合支庁総務企画部総務課事務室 |
| 所 在 地 | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 |